

令和6年第2回

# 高森町議会6月定例会会議録

令和6年6月13日開会

令和6年6月20日閉会

高 森 町 議 会

6月13日(木)  
(第1日)

## 令和6年第2回高森町議会定例会（第1号）

令和6年6月13日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

5番 甲斐 節男君

6番 後藤 巖 君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（8日間）

自 令和6年6月13日

至 令和6年6月20日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月13日（木）	本会議	議案審議
6月14日（金）	本会議	一般質問
6月17日（月）	休会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
6月18日（火）	〃	水資源対策特別委員会 議会広報特別委員会 議会運営委員会
6月20日（木）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

日程第 5 報告第 2 号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

日程第 6 報告第 3 号 事故繰越しに係る繰越計算書の報告について

日程第 7 議案第 3 3 号 高森町課設置条例の一部改正について

日程第 8 議案第 3 4 号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第 9 議案第 35 号 高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 36 号 高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 37 号 令和 6 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 38 号 令和 6 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 39 号 令和 6 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 40 号 令和 6 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 15 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	白石 豊和 君	2 番	武田 栄喜 君
3 番	児玉 幸之助 君	4 番	佐藤 武文 君
5 番	甲斐 節男 君	6 番	後藤 巖 君
7 番	牛嶋 津世志 君	8 番	後藤 三治 君
9 番	本田 生一 君	10 番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町 長	草村 大成 君	教 育 長	古庄 泰則 君
総 務 課 長	岩下 徹 君	会 計 課 長	今村 親助 君
税 務 課 長	眞原 友紀 君	農林政策課長	芹口 孝直 君
健康推進課長	津留 大輔 君	生活環境課長	二子石 誠 君
政策推進課長兼TPC事務局長	岩下 雅広 君		
住民福祉課長	石田 昌司 君	建 設 課 長	住吉 勝徳 君
教育委員会事務局長	村上 純一 君	建設課審議員	高崎 康誌 君
教育委員会次長	白石 孝二 君	農林政策課課長補佐	土井谷 顕 君
税務課課長補佐	法花津 和明君	政策推進課課長補佐	馬原 孝平 君
総務課課長補佐	植田 雄亮 君	財 政 係 長	児玉 明 君
子ども未来係長	楠田 優香 さん	国民健康保険係長	木村 允哉 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	緒方 久哉 君	議会事務局係長	久保田 一也君
--------	---------	---------	---------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

令和6年高森町議会第2回定例会の開会にあたり御挨拶を申し上げます。議員の皆さまにおかれましては、大変御多忙のところ、御参集いただきましてお礼を申し上げます。

まず、最初に新人職員の紹介がございましたが、私には連絡が来ておりませんでしたので、途中から入ってきたことを議会の皆さんと、TPCを見られている町民の皆さまにおわびを申し上げたいというふうに思っております。

まず初めに、本町を含む九州北部に関しては、いまだ梅雨入りを正式にしていないというところで、通常であれば6月初旬、去年は5月末に梅雨入りをしたということは議員の皆さまも御承知のとおりだというふうに思っております。ただ、この遅くなるからいいではなくて、逆に申し上げますと、大変雨が集中して降って大雨になる可能性も高いというふうに推測されているポイントもありますし、またそのように先般の高森町の防災会議のほうでも、気象庁の方もいわれていたとおりであるということから、現在、災害の警戒本部、つまり災害対策本部の設置や避難所運営をすぐできるか再確認、また町民の皆さまに周知等をするのを準備を行い、町民の皆さまの安心・安全を守るための備えを一段と強化することを行っている途中でございますので、御報告を申し上げたいというふうに思います。

また、能登半島地震におきましては、約半年が過ぎておりますが、6月3日に最大震度5強の揺れを改めて地震が来たと、観測したということで、地震活動が継続しているということは、大変、能登地方並びに国民の皆さまも不安を覚えられているところではないかというふうに思っております。特に、被害が大きかった石川県、住宅の被害が8万1,000棟を超えているということで、その1割以上の8,000棟弱維持用の建物が全壊ということと、いまだ断水が続いている地域があるということで、同時に生活再建に向け、懸命な国・県・市町村の取組が進められておりますが、約3,000人近い方が厳しい避難生活を余儀なくされているという現状でございます。

高森町においても、復興支援のため、チーム熊本の一員として応援派遣を継続しておりました。5月末をもってチーム熊本としての支援は、一旦は県内終了しているわけでございます。チーム熊本は5月の末ですね。先ほど申し上げましたが、それをもって支援は終了しているということでもあります。ただし、今後もこの全国町

村会の横の連携だったり、これまで熊本地震及び県南豪雨災害等々に東北地方のほうからもたくさん応援いただいておりますので、高森町といたしましては、また阿蘇市町村会といたしましても、引き続き何らかの形で、こちらのほうから応援体制というのをとっていくということ、先般、首長の間でお話をさせていただいたところでございます。また、正式に何か動き始めましたら、議会の皆さまにはお伝えをしたいというふうに考えておりますと同時に、一日も早い復旧・復興ができることを心からお祈り申し上げたいというふうに思っております。

また、平成28年熊本地震から創造的復興を目指して、観光、防災、定住をキーワードに、南阿蘇鉄道の始発終着駅である高森駅とその駅周辺の整備を議会の承認、後押しをいただきながら、整備を進めてきたところでございます。昨年7月には南阿蘇鉄道が全線開通し、記念式典を開催したところでございますが、今回、高森駅周辺整備の完了ということで、来月7月13日の土曜日に記念式典を開催するよう進めているということをお報告をさせていただきます。また同時に、高森駅周辺の住民の皆さまには大変これまで御協力をいただきまして、また自動車の大型車の行き来等々を含めまして、御迷惑をおかけし、また御理解をいただいていたことに関しまして、心から感謝申し上げたいというふうに思っております。

また、定例会の召集の御挨拶の中で、本来であるならば消滅可能性自治体等々で町民の皆さまが御不安を覚えられている方もいらっしゃるかと思いますので、触れるところではございますが、一般質問のほうでもこれは質問に題材として通告が来ておりますので、そのときお答えを差し上げたいというふうに思っております。

さて、本定例会に御提案いたします案件は、予算の繰越に伴う報告3件と条例改正7件の合計10件でございます。御審議のうへ、御決定賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶といたします。

○議長（牛嶋津世志君）ありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回高森町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、甲斐節男君、6番、後藤巖君を指名します。

-----○-----

## 日程第2 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期は、5月8日に行われました議会運営委員会において、本日から6月20日までの8日間と決定しておりますが、これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。よって、会期は本日6月13日から6月20日までの8日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

## 日程第3 諸般の報告

○議長（牛嶋津世志君）日程第3、諸般の報告を議題といたします。

3月定例会後に行われた諸般の報告を各委員長からお願いいたします。

まず、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、後藤巖君。

○議会運営委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。

議会運営委員会からの閉会中の委員会の報告をいたします。

5月8日午前10時より、第3・第4委員会室にて本定例会の会期日程を協議し、6月13日から6月20日に決定、一般質問通告期限を6月5日午前中と決定しました。

6月6日午前10時より、第3・第4委員会室にて委員会を開催、一般質問通告書が5名の議員より提出されました。一般質問は通告順とし、6番、後藤巖議員、4番、佐藤武文議員、2番、武田栄喜議員、3番、児玉幸之助議員、10番、佐伯金也議員とし、一般質問日は6月14日と決定しました。両常任委員会は6月17日、各特別委員会、議会運営委員会を6月18日と決定をしました。

続いて、本定例会の議案内容を審議しました。本定例会には、報告3件、議案8件が上程されております。議案番号順に、報告第1号、報告第2号、報告第3号は当日採決、議案第33号、高森町課設置条例の一部改正については総務文教常任委員会へ付託、議案第34号、第35号、第36号は当日採決、議案第37号、令和6年度高森町一般会計補正予算については両委員会へ付託、議案第38号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算、続いて議案第39号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算は産業厚生常任委員会へ付託、議案第40号は当日採決と決定しました。また、陳情・請願ですが、陳情1件受付、協議の結果、議員配付としております。

先ほど新入職員自己紹介がございましたが、対象者は15人であると報告を受け、先ほど本会議開催前に自己紹介を行うと決定をしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。

総務文教常任委員会の諸般の報告をいたします。

常任委員会を6月4日午前9時半より、第3・第4委員会室にて、政策推進課、総務課、TPC事務局、生活環境課、税務課と健康推進課、教育委員会事務局の順にて行いました。

参加者は、委員長をはじめ、委員5名、事務局が2名、各担当課からは課長をはじめ、課長補佐、係長、教育委員会事務局は教育長、事務局長をはじめ、審議員、事務局次長、係長が出席をいたしました。忙しい中に御出席をいただいた方々に感謝をまず申し上げます。

討議内容としましては、6月定例会に上程予定の事業の説明、そして現在進行している事業の報告を受けました。当然、本定例会中に常任委員会を開催しますが、事前に説明を受けることで、まずより深く理解をし、より深い審議を行うために説明を求めています。

内容についてですが、このたびの、先ほどもちょっと健康推進課の話が出ましたが、常任委員会の協議に健康推進課が入ったのは、国民健康税条例の所管が当課であり、税務課もやはり関連がありますから、一緒となってこのたびの条例改正について説明を受けたものであります。

その他になりますが、税務課において先ほどの国民健康保険税の収納率が令和4年度が98.75%、令和5年度が99.43%となっており、熊本県下45市町村の中では4位と、そして1億円以上収納する自治体の中ではトップの数字となっております。これは、普段、税務課職員の業務に対する取組、そして住民の皆さまの納税意識の高さを表しているのではないかと思います。引き続き、税の啓蒙活動も含め、邁進していただきたいと思っております。

また、先ほど町長のほうからも案内がありましたが、7月13日土曜日に南阿蘇鉄道全線復旧1周年、高森駅完成イベントが開催予定です。町民の皆さまもぜひ御来場いただき、新しくなった高森駅、その周辺を見ていただけたらと思っております。

総務文教常任委員会は、委員会活動を通じ、町民の安全、福祉、防災、交通、教育に寄与できるよう委員会活動を続けていきます。御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、後藤三治君。



○産業厚生常任委員長（後藤三治君）おはようございます。8番、後藤です。

産業厚生常任委員会の諸般の報告をいたします。

3月定例会終了後、閉会中の産業厚生常任委員会を5月30日午前10時より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、建設課、農林政策課、健康推進課及び税務課の順に、事業の進捗状況について、課長、審議員、課長補佐、担当係長出席をいただき、協議いたしました。

まず、建設課関係では、本定例会に提出されております報告第3号、事故繰越しに係る繰越計算書の報告のとおり、町道天神前原線道路改良工事の用地買収予算について、工事予定区間内の補償及び用地交渉に時間を要しており、令和4年度から令和5年度へ、そして令和6年度へ事故繰越しされたものでありますが、現時点での交渉状況や今後について協議を行いました。

次に、町道西原日ノ尾峠線からの取付道路の件及び町道西原前原線の道路修繕工事について説明を受け、今定例会の常任委員会で現場確認を行うことといたしました。住宅担当者から町営住宅の現状につき説明を受けました。これまでも多くの議員から町営住宅建て替え等の質問がっておりますが、今年度の常任委員会の研修を低コストな住宅建設を行っているところへ視察することに決め、取りまとめた結果を提案・報告することといたします。

農林政策課関係では、広報たかもり5月号に掲載されました雨水湛水実証事業について、申請者状況や事業実施後の報告を行うことの確認を行いました。

健康推進課及び税務課関係では、本定例会に上程されております議案第34号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についての概要説明を受けました。このことにつきましては、3月の定例会の常任委員会報告でも述べておりましたが、その後、改定された熊本県国民健康保険運営方針において、保険料水準の統一に向けた検討取組として、被保険者の負担の公平性を確保し、国保財政のさらなる安定化を図るとのことです。詳細については、議案提出時、担当から説明されると思いますので省略いたしますが、現在の保険料が上昇することになります。町民の皆さまには、現在行われている住民健診を受診されるとともに、日頃の健康維持に取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上で、産業厚生常任委員会の閉会中の諸般の報告といたします。

○議長（牛嶋津世志君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、後藤巖君。

○議会広報特別委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。

閉会中の議会広報特別委員会の報告をいたします。

令和6年4月11日、令和6年4月18日に特別委員会を開催しております。

議会広報「絆」第92号は、5月7日に発送完了しております。この92号は、執行部との質疑応答に紙面を多く使っております。町民の皆さま方には手に取っていただき、お読みいただき、議会の流れ、動きというものを、そこで感じ取っていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、特集してほしいこと等ございましたら、議会事務局までお気軽に御連絡をください。

以上で、議会広報特別委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下 徹君）おはようございます。

報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、提案理由の説明をいたします。

令和5年度高森町一般会計予算の繰越明許費は、別紙、令和5年度高森町繰越明許費繰越計算書のとおりでございまして、令和6年度に繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

繰越をいたしました内容につきましては、いずれも令和5年度当初予算から、補正予算（第9号）について御説明している事業でありまして、総額5億1,544万6,000円でございます。

主な事業といたしましては、第7款土木費を高森駅周辺無電柱化事業といたしまして約1億8,500万円と、第8款消費費の高森町多目的広場改修工事を約1億3,000万円でございます、その他合わせまして11件の事業について令和6年度へと繰り越したものでございます。各事業とも、早期の完了を図ってまいります。

以上、報告といたします。

○議長（牛嶋津世志君）本件は報告事項であります。質疑があれば質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを終了いたします。

-----○-----

**日程第5 報告第2号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について**

○議長（牛嶋津世志君）日程第5、報告第2号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長（住吉勝徳君）おはようございます。

報告第2号で御提案いたしました、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、提案理由の説明をいたします。

令和5年度高森町簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計繰越計算書の記載のとおりでございまして、令和6年へと繰越を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。

繰り越しました内容につきましては、企業会計システム導入及び例規整備業務委託関係でありまして、繰越額が1,189万1,000円でございます。

以上、報告といたします。

○議長（牛嶋津世志君）本件は報告事項であります。質疑があれば質疑を許可します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については終了いたします。

-----○-----

**日程第6 報告第3号 事故繰越しに係る繰越計算書の報告について**

○議長（牛嶋津世志君）日程第6、報告第3号、事故繰越しに係る繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について報告を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下 徹君）報告第3号で御提案いたしました事故繰越しに係る繰越計算書の報告について、提案理由の説明をいたします。

事故繰越しに係る繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものでございまして、別紙、令和5年度高森町事故繰越し繰越計算書に記載しております第7款土木費の天神前原線道路改良工事について、繰越額551万1,000円を令和6年度に繰越をいたしております。

なお、事業の詳細につきましては、事業担当の建設課長より御説明を申し上げます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長（住吉勝徳君）報告第3号で御提案いたしました事故繰越しに係る繰越計算書の報告について、事故繰越しの内容を御説明いたします。

今回、事故繰越しの内容は、道路改良に伴う用地登記代とおります。

理由といたしましては、用地等の交渉が難航している中、地権者が亡くなられたこと等により、計画を見直す必要が出てきて、最終的に用地交渉に不測の日数を要したことが主な原因となります。

以上、報告といたします。

○議長（牛嶋津世志君）本件は報告事項であります。質疑があれば質疑を許可します。

質疑はありませんか。8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君）8番、後藤です。

今の議案では、事業名が天神前原線となっておりますが、月廻線ではないのかという確認をしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長（住吉勝徳君）8番、後藤議員の御質問にお答えします。

当初、令和4年の時点では天神前原線となっております。現在は、天神月廻線となっております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号、事故繰越しに係る繰越計算書の報告については終了いたします。

-----○-----

#### 日程第7 議案第33号 高森町課設置条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第7、議案第33号、高森町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下 徹君）議案第33号で御提案いたしました高森町課設置条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、改正内容としましては、新旧対照表にて御説明をいたします。改正前が右側でございますが、下線部分の電算組織の管理運営に関する事項ということにつき

まして、現在、総務課の事務分掌でございますが、その項目を左側の、1枚めくっていただいて、新旧対照表の2ページ目でございます。政策推進課の事務分掌とするものでございます。

理由につきましては、本年4月1日に高森町組織規則を改正し、政策推進課内に新たな係としてDX推進係を設置いたしております。これは令和4年6月に閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた重点計画において、市町村の役割としてデジタル技術やAI等の活用により、業務効率化と併せて住民の利便性を向上するということが自治体にも求められたことを受け、本町におきましても国や県、その他の関係機関との歩調を合わせ、デジタル社会の実現に取り組む必要があることから、本年4月にDX推進係を設け、兼務の職員を含めて3名の職員を配置したところでございます。

そのDX推進係において、庁舎内の電算組織の運用も含めたDX化を進めることにより、組織のスリム化あるいは窓口の一本化を図ることにより、よりスピード感をもってDX化に対処できる体制を構築するため、今回条例改正を御提案するものでございます。

以上、御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

電算組織の管理運営に関する事項ということで、今までは総務課内であったわけで、普通、電算というと数字の管理かなというふうに誤解しがちでございますが、本年度冒頭に提案されておりますデジタルトランスフォーメーションに対するその対策として、いろいろと増員、政策推進課のほうに増員がなされておるようでございますが、なかなか横文字で英語で言われると誤解をするものですから、非常に難しいし、まだDX化、デジタルトランスフォーメーション化というのには、まだ移行中というか、まだどういうふうにして形を作り上げるかということの、今段階であると思っております。インターネット化、IT化というのは、その過程の中でDX化の中に含まれるIT化であって、それについては十分対応はできつつあるというふうに思っておりますけれども、なかなか町民の皆さんたちからしても、私たちからしても、非常に理解しづらいところがあるわけで、それで政策推進課のDX推進係のほうでそれを一緒にやるということになってくると、現在、政策推進課、商工業、観光業、その他町長の政策について、いろいろと多岐にわたって業務をされております。そういう中で、これが政策推進課だけでできるのかなという疑問もあ

るわけですね。そうやってきたときに、やはり総務課も絡まないと、ちょっと難しいところがあるのではないかなと思いますから、その点について、総務課長なり、または政策推進課長さんの御意見等を聞いておきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下 徹君）10番、佐伯議員からの御質問がございましたとおり、DX推進に関しましては、幅広く検討していかなければならないということでございますので、今回、庁舎内でもプロジェクトチームを立ち上げております。もとはDX推進係が主になって進めるわけでございますけれども、その中に総務課の職員もDXを進めていくためにどうすればいいかというところを、プロジェクトチームの一員として関わってまいりますので、そういったところで進めるところでございます。以上です。

○議長（牛嶋津世志君）政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）おはようございます。10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

4月1日にDX推進係ということで、係長兼務の係員2名ということで配置をされております。先ほど、総務係長が言われたとおり、プロジェクトチーム、PTを立ち上げておりまして、その上部組織といたしまして各課局長の組織も出来ております。先ほど、総務課長のお話では、総務課の職員もそのPTに入っているということだったんですけれども、総務課だけではなく、全課局の職員もそのPTに入っております。全庁的にこのDX化に向けて取り組んでいくこととしております。以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

言葉では非常に短くDXということで縮められておるんですけれども、内容はこれは莫大で、これは町民に向けてのいろんな事項であったり、庁舎内での業務の管理であったり、いろいろ多岐にわたると思います。ですから、外に向かっては政策推進課が先ほども申しましたとおり、商工業であったり、観光業であったり、今言ったDX化であったり、公共交通機関の仕事であったり、それぞれ今でも多岐にわたった業務をされております。ですから、やはり今回、電算組織の管理運営についてを町として持たれるということに対して、現職員数ではとても私は足りてこなくなるんじゃないかなというふうに思っております。ですから、その辺については、町長以下含めて、十分職員の皆さんたちの働き具合を見ながら、柔軟に職員の増減等はしていただきたいなというふうに思っております。以上です。

サーバーについても、現在、各職員1人に1台ということで入っております。高

森町自体は光通信で、高森光で10ギガバイトやっておるんですけども、一番重なるときには10ギガバイトが詰まるときがあります。固まるんですね。そういうことも考えたときに、やはりそのハード面も含めた上での協議ということになりますから、その点については、これは町長さんも一緒になって語って考えていただかんといかんのじゃないかなと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）6番、後藤です。

総務文教常任委員会に付託という案件でありますので、先ほど、10番議員から提案のあったこと、これは総務課、そして政策推進課、ここにお尋ねはしたいと思います。

DX、DXという話になりますが、今、既存のIT、ICT、こういう技術を活用して、いかに町民により豊かな生活、便利さを実感していただくかというのがDXの真の目的であると思いますので、そういう点を踏まえれば、当然、住民サービス、そういうところにもDXというのは掛かってくるわけですから、そういうところも委員会できっちり話を聞いていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、総務文教常任委員会に付託されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第34号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第8、議案第34号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。税務課長補佐、法花津和明君。

○税務課長補佐（法花津和明君）おはようございます。

議案第34号で提案いたしました高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正内容としましては、平成30年度以後、現在まで据置きとしていた保険税率について、本年度より3年間かけて段階的に引き上げていくための改正となっております。

なお、税率変更の経緯につきましては、健康推進課が国民健康保険の運営業務を担っておりますので、健康推進課長より説明があります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）おはようございます。

議案第34号で提案いたしました高森町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由とその経緯等について御説明を申し上げます。

今回の改正内容としましては、ただいま税務課長補佐からもありましたとおり、平成30年度の改正以降、現在まで据置きをしていた保険税率等を、今後3年間かけて段階的に徐々に引き上げていくための改正となっております。

国保財政の安定運営を行うためには、熊本県が示す標準保険料率を参考として、町の税条例で保険税率を定める必要がございます。県が示す標準保険料率というのは、毎年改訂されており、引上げ傾向で推移してきていますが、本町の保険税率は平成30年以降据え置かれており、安定運営を行うための標準保険料率とは大きな差、乖離が発生している状況です。

そのような中、令和6年3月に改訂された熊本県国民健康保険運営方針において、令和9年度に標準保険料率算定ベースで県内の保険料率を統一、また令和12年度には各市町村の保険料率を完全統一するスケジュールが決定したことに伴い、本町においても待ったなしで標準保険料率に追い付く必要が生じたところです。

これまで本町の国保財政運営につきましては、基金からの繰入金等により何とか賄ってきた状況であり、今後も健全な財政運営を担保するためにも、県の方針決定がなされた今回のタイミングでの税率改正を御提案いたしました。増税による急激な負担増や、それに伴う収納率の低下を抑える必要があるため、現行の保険税率と県が示す標準保険料率の差を3分の1ずつ、今後3年かけて段階的に引き上げる内容となっております。

なお、今回の改正につきましては、令和6年5月15日に開催いたしました高森町国民健康保険事業の運営に関する協議会において同意を得る答申をいただいていることを申し添えます。

以上、今回の改正につきまして、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の御説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。



質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

ここでちょっと議長に確認をいたします。本来、議案提出をされた場合については、町長並びに担当課長のまず提案理由の説明があるわけで、その後に各議員のほうから質疑等があれば、課長ないし課長補佐、係長等が出席しておれば、その方たちが中身の説明を詳しくされるというふうには、私は今まで解釈をしておりましたが、今回の税条例の一部を改正する条例について、税務課長が説明をせず、課長補佐のほうから説明がございました。本来はどうあるべきかということについて、町長か議長か、事務局長のほうに確認していただけたらいいと思う、総務課長でいいのかな、どっちかな。一応ちょっとその辺りの確認をよろしく願いをいたします。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下 徹君）10番、佐伯議員の御質問にお答えします。

議場に出席しております職員につきまして、税務課は2名おります。本来、説明するのが誰がふさわしいのかということに関しましての定義は、私はないと思っております。

今回、国保税条例の改正ということでございます。税務課長も出席しておりますが、今後のことも含めて、せっかく出席しております税務課長補佐での提案説明ということで、今回、私どものほうで決めたわけでございます。そして、説明者を税務課長補佐でさせてよろしいかということで、議会事務局のほうへ御提案をさせていただきますという経緯でございます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

総務課を筆頭にそういうふうな考えであるということであれば、それはそれで結構でございます。ただ、やはり議案について、別紙のとおり定めるということで、提出者は大体町長でございます、議案の提出者は。その町長が提出者であり、提案理由については、じゃあそのすぐ下の、普通、管理職である課長であるかなというふうには、私は思っておりました。ですから、欠席とか、病欠とかあった場合については、やはりその課の課長補佐であり、そういうことは可能ではあると思いますが、同席しておるのであれば、当然、その上の課長からの説明でよかったのではないかというふうに思いました。中身について詳しい説明を求められたときに、課長補佐のほうから、当然、その中身の説明があるものというふうに思っておりましたので、その辺については十分、今後、議会事務局等とも協議をしていただけてやっていただければなど。私も長年議員をやっておりますが、なかなかそういうこと

はなかったものですから、今日は突然、課長補佐のほうから提案理由の説明がございましたので、そう考えたわけです。後ほど出てきますが、一般会計補正予算についても、まず町長のほうから提案理由の説明がございませうね。ですから、それもじゃあもうよくて、じゃあそれぞれの課のほうで課長さんたちが説明すればいいのかという話にもなってしまうので、その辺は十分協議をしていただければと思います。

それでは、中身について御質問をいたします。健康推進課長のほうに、これはもう付託案件じゃなくて、本日採決ですから、もうあえて聞かせていただきますが、私たちがどんなに努力しても、高森町が診療費を抑えるために健康であろうと、住民健診して抑えても、県内統一にしてしまうということでもありますから、これは連帯責任なんですね。その連帯責任の中で今後、所得格差も出てきます。熊本県は時給は幾ら、最低賃金が幾らだということで、県統一で金額が統一されているんだけど、やはり熊本市、菊陽町、大津町、そういうところと比べると十分こちらのほうが低いわけですね。

そういう中で、県統一されたときに、これが本当に高森町の住民にとって負担にならないかという不安があるわけで、それを考えれば県統一とは一概にいけんのじゃないかなと。特に県南のほうであったり、県南、県中、県北、3つに分けて、エリア分けして本来は健康保険税あたりは統一化していくのか普通、一番いいのかなとは思っておりますが、県統一ということで今から進めていかれるということでもありますから仕方ない。

その中で、じゃあ高森町は今後、純粋に平均的な人たちが昨年まで納めていた健康保険税から比べたときに、どの程度ずつ上がっていったら、3年後にはどのくらいになるのかというのが試算されておれば教えていただきたいと思っております。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）ただいまの10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

現在試算している金額につきましては、今後3年間で1人当たり1万5,000円、単純に計算して、増額、増税分を被保険者で割りまして、1人当たり1万5,000円の増額を見込んでおります。それを3年かけて段階的に上げていくという計画ですので、今年でざくっと言いますと5,000円程度、今回、後ほど補正予算のほうで増額の金額も御説明しますが、その金額を単純に最新の被保険者数で割りますと5,282円という試算が出ております。これはあくまでも単純な計算でございまして、税金増額分を被保険者で割っただけという、目安としての金額になっております。

また、国保税につきましては、世帯主にかかるという性質がありますので、世帯の状況に応じて、いろいろ計算が異なりますので、1世帯について幾ら上がるというところはなかなか簡単な計算ではございませんので、この場での御回答は控えさせていただきます。

以上になります。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

被保険者1人当たり1万5,000円ですね。年間ですね。3年間で1万5,000円上がる。高森町は、一般質問でもあるけれども、要するに消滅可能性自治体に位置づけされていて、要するにそれは若い人がいなくなって、高齢者の方たちが増えてくるということの位置づけでそういうふうに言われているんだけど、私はそういうことないだろうなと思っておりませんが、ただやはり年金生活者、65歳ぐらいから年金生活して後期高齢者75歳までの間の10年間で負担が増えるということは、大変苦痛だなと思います。その負担を減らすために、じゃあ何か仕事をするかといえば、その分また上がってくるわけですね、所得割が上がるから。これが過年度支払、要するに令和6年度の健康保険税は令和5年度の確定申告等によって申告された額で計算をして翌年度に来る。仕事、職業についても、なかなかその継続性というのが今はあまりないということで、仕事を変えられる方たちも非常に多くなっておる現代において、翌年払いの中で非常に苦勞される町民の方たちが出てくるんじゃないかなというふうに考えています。これはもう長年、健康保険税等についてはそういうふうな流れでありましたから、今さらどうしろと言えないと思うんですけども、あえて言うのであるならば、連帯責任とはいえ、住民健診を極端に増やして、どんどんしていただいて、そしてその上で高森町はこれだけ診療報酬費を下げたということを胸張って言えるようにしておかんと、これは仕方ないのかなというふうに思っております。これはもう上からの税制改正でございますから逆らえないわけでございますが、そういうふうに努力をしなければならないというふうに思っております。

先般言ったけれども、皆さんにやる住民健診の封筒、1人ずつのキット、あれは大体幾らか金額は分かりましたか。住民健診用のキットですよ、1人に検尿用、検便用、いろいろお配りしますね、そのキットの値段というのが全世界帯に配ってあると思いますが、それは幾らか。それが無駄にならないように、皆さんに受けていただけるように啓発をしていただきたい、そのように考えておりますので、よろしく願います。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君） ただいまの10番の御質問の検診セットの費用につきまして、すみません、中に含まれている内容物の検尿容器と、あと検便容器、プラス用紙になります。用紙につきましては紙代、そして検尿と検便容器代につきましては、すみません、ちょっと細かい金額を調べておりませんで、正確な金額をお答えすることがこの場ではできません。申し訳ありません。プラス、今、郵便でお送りしております。郵便が定型封筒の大きめのA4サイズが入る封筒、それを郵便で日本JPでお送りしております。その郵送代が重さに応じて変化するということで、200円から300円の間での郵送となっております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君） 4番、佐藤武文です。

今回、採決ということですので、改めて町民の皆さんにも御理解をいただくためにも、質問させていただきたいと思います。

まず、県が標準保険料を示すようになったのはいつからか。それから、いただいた資料によると、ここ数年は単年度収支が赤字になっています。でも、予算が成立できたのはどういう理由があったのか。それから、納付金標準保険料算定ベースは令和9年度に統一する。それから、各市町村の保険料率を令和12年度に統一するということになっていますけど、この文言の意味をお尋ねします。

○議長（牛嶋津世志君） 健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君） 4番、佐藤議員のただいまの御質問にお答えいたします。

まず、標準保険料率がいつから設定されているかという御質問ですが、これは平成30年度に国による国保制度改革というのがございまして、その年から熊本県による財政運営が、熊本県に財政運営主体が移りました。その時点から県による標準保険料率という概念が生まれております。高森町におきましても、当時、平成30年度、その標準保険料率に順次まして、保険税の改正を行ったところでございます。

その中で、今、本日に至るまで、その当時の税率のまま、国保運営を続けていく中で、単年度収支が赤字であるのに、なぜ運営ができていたかというところにつきましては、私の調査によりますと、単年度収支で赤字になっているものをどのようにして補ったかという解析・分析をしたところ、いろいろ要因がございまして、大きなところで言いますと、前年度繰越金というものが年度によって数千万円発生したりしております。それに加えて、雑入、例えば交通事故が発生したときに、本来利用できない健康保険を使った方からお金を戻してもらう第三者行為という制度、その金額が1,000万円を超えた年もございました。加えて、入りのほ

うで言いますと、国保税の収納率の算定が見込み、97%、96%というところで当初の予算に至っているところでしたが、税務課による収納率の向上、98%、99%という向上による上積み、そういった部分もございまして、どうにか決算の時点では赤字にならずに、どうにか決算が成立していたという状況です。しかしながら、その状況も昨年度、令和5年度にはついに赤字になるという見込みになりました。国民健康保険基金のほうから基金を取り崩して、そこの補填になったということも行っております。そのような経緯で現在まで国民健康保険特別会計の決算を成立させてきたという経緯になります。

それともう一つ、統一について、令和9年度の統一と令和12年度の統一の違いはという御質問だったと思います。まず、令和9年度につきましては、納付金標準保険料率算定ベースでの統一、令和12年度は県内保険料の完全統一という違いがございまして。それは一体何なのかというところですが、まず令和9年度の納付金標準保険料率算定ベースでの統一につきましては、現在、市町村ごとに医療費水準に応じて納付金の負担割合が変動していて、医療費水準が高い市町村には割増、市町村からは割引というふうにされております。高森町は、平均より高く割増をされておりますが、令和9年度の統一では医療費水準は撤廃されます。平成30年度の国保制度改革以降、市町村間のバランスを考慮する仕組みとなっておりましたが、国の方針を踏まえた県の運営方針により、まずは令和9年度に標準保険料率算定ベースでの統一を行い、令和12年度に完全統一を行う計画を行っております。

令和12年度も保険料率の完全統一とは何かということですが、現在は市町村ごとに異なる保険税を設定しておりますが、都道府県内のどこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とすることが完全統一でございまして。

以上になります。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

平成30年度から保険料率の県算定の保険料率が示されていたということで、この間、毎年度見直しをしていく必要があったのではないかと思いますけれども、この後に及んで過去のことを言っても仕方がありませんけれども、そういう反省があるのではないかなと思います。

それから、先ほど保険料が3年間で1万5,000円ほど増額するということがあったんですけど、これは全保険者を押しなべてのことだと思いますけれども、健康保険には減額がありますけれども、保険料の全保険者から見たときの、その減額を受ける方の人数、割合等が分かれば、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋津世志君） 税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君） おはようございます。佐藤議員の御質問にお答えいたします。

3月31日現在の数値になりますけれども、国保の総世帯数が1,004世帯、軽減世帯がそのうち666世帯ということで、66.3%ですね。7割軽減の世帯が404世帯、全体の40.2%、5割世帯が152世帯、全体の15.1%、それから2割軽減の世帯が110世帯、全体で10.9%程度の割合となっております。以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君） 4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君） 4番、佐藤です。

これは参考までの数字として、この3年間で1万5,000円というのが、実質どのくらいの増税になるかというのは、町民の皆さんはもちろん、私たちも十分興味があるところですので、7月になると本算定されて賦課が始まるわけですが、どうしてもやはりそういう制度が変わるという周知期間が短いというので、やはり担当課としてはその周知には十分力を注いでいただきたいと思います。

ただ、その中で今日、この税条例の提案は税務課長がされました。内容の説明は健康推進課長がされました。よくよく課設置条例、組織規則を見ると、健康保険に関すること、健康保険税の賦課徴収は健康推進課の事務分掌です。これをその通りにするのか、今の形に決まり事を合わせるのか、それは私たちが考えることではないんですけれども、この決まり事を見て、役場に来たときに分からないんですよ。私もありました。国民健康保険係に行って聞いたら、いやそれは税務課ですと。それはおかしいんじゃないかなと思います。だから、そこらへんの整理は必ずされて、やはり周知をしていかないといけないと思いますし、特にこの税率に絡むことは、国保運営協議会というのがあって、それを管掌しているのも国民健康保険係なんですよね。やはりちょっと齟齬といいますか、実態に合わない状態が出てきているので、実態を合わせるのか、決まり事に合わせるのか、そのへんの整理はしていただかないと、一般町民も役場に來て迷うことがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第34号、高森町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の方は御起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第34号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここでしばらく休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）それでは、11時20分まで休憩をしたいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時14分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を始めます。

-----○-----

#### 日程第9 議案第35号 高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）それでは、日程第9、議案第35号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）おはようございます。

議案第35号で提案しました高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことによるもので、電子的広報の提出方法について、磁気ディスク、CD-ROM、その他これらに準ずる方法を媒体の種類を示さない形である電子的記録媒体に変更するとともに、施設の重要事項の掲示について、書面による掲示等を義務づけている規定に加えて、インターネットによる公衆の閲覧に供することを義務づける規定に改正するものでございます。

何とぞ御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第35号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第35号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第35号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第36号 高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第10、議案第36号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）議案第36号で提案いたしました高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領が改正されたことによるもので、受給資格者の自己負担額を入院外の場合においては、同一月の診療分について、1医療機関等につき1,000円、入院の場合においては、同一月の診療分について、1医療機関等につき2,000円に改正するものです。

何とぞ御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今、県のほうで1,020円が1,000円に、2,040円が2,000円になっ



たということですが、これは改定の理由とかが分かれば教えていただきたい  
と思います。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）住民福祉課長の石田です。4番、佐藤武文議員の御質問  
にお答えいたします。

今回の改定ですが、改定の理由といたしましては、受給資格者に分かりやすく端  
数を切り捨てるものが一つと、こちら側の業務の負担軽減のために端数を切り捨  
てるため、その2つでございます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第36号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改  
正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第36号、  
高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、賛成の方は御  
起立お願いします。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第36号、高森町重度心身障  
害者医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第37号 令和6年度高森町一般会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第11、議案第37号、令和6年度高森町一般会計補正予  
算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第37号で御提案いたしました令和6年度高森町一般会計補  
正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。

補正の内容は、4月の人事異動に伴う職員の人件費等の補正を全体的に行ってお  
ります。また、国や県の補助事業の交付決定を受けたことにより、今回追加で計上  
した経費もありまして、歳入歳出それぞれ2億2,010万7,000円を追加し、  
予算の総額を69億9,910万7,000円とするものでございます。

予算書の5ページをお開きください。

債務負担行為補正について御説明をいたします。こちらは健康推進支援員用車両のリースと、高森中学校の大型プリンターについて、複数年契約を予定していることから、令和7年度以降の経費を債務負担行為として設定するものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。

歳入について、主なものを御説明いたします。

第15款第2項国庫補助金につきましては、今回、歳出に計上しております各種事業の国からの補助分をそれぞれ計上いたしました。当初予算と合わせまして総額4億2,205万8,000円の歳入を予定しております。

続きまして、第16款第2項県補助金につきましては、各種事業の県からの補助分をそれぞれ計上いたしました。当初予算と合わせまして、現時点では3億832万8,000円の歳入を予定しております。

11ページをお開きください。

第19款繰入金につきましては、基金を活用して実施する事業について、繰入金の調整を行っております。今回の補正予算では、1億4,189万8,000円を追加をいたしまして、当初予算と合わせまして、総額9億9,793万6,000円の繰入れを予定しております。

続きまして、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、補正予算概要書に沿って、主要の事業のみ御説明を申し上げますので、準備のほどをお願いいたします。いつものように、右上のページ番号をもとに幾つか抜粋して御説明を申し上げます。

まず、国と県からの補助事業を活用した事業の1番、自治体ライドシェア実装委託事業でございます。こちらにつきましては、自家用有償旅客運送制度を活用し、交通空白地の課題解消を図るため、調査及び実証実験を実施するための費用を計上したものです。当初予算のほうで、議会のほうから1,500万円の承認をいただいておりますが、今回1,000万円を追加し、総事業費の総額を2,500万円を予定しております。具体的には、自治体ライドシェア研究会と連携をいたしまして、自治体の交通情報や住民の移動データを集め、アンケートの実施を行い、現状の把握や需要の調査を実施いたします。そして、その実証実験を行う予定でございます。また、事業の財源には共創・Ma a Sモデル実証プロジェクト交付金を活用予定としております。

続きまして、新たな非課税世帯等給付金支給事業、2番について御説明を申し上げます。総合経済対策といたしまして、新たな住民税非課税世帯に対し給付金を支給するため、8,028万円を計上したものでございます。本事業における支給対象者及び支給額については、概要書の記載どおりでありまして、この事業は物価高

騰対応重点支援創生臨時交付金を活用予定でございます。

続きまして、3番の高森峠園地改修整備事業について御説明を申し上げます。これは当町の観光名所の大きな一つであります高森峠千本桜の整備を実施する事業でございます。熊本県の県民の未来につなぐ森づくり補助金を活用し、お花見広場周辺の桜の植え替えと維持管理を実施するものであります。総事業費は1,100万円で、補助額は250万円、残りは一般財源を予定をしております。

続きまして、4番の地域スポーツクラブ活動体制整備事業について申し上げます。これは去年から引き続き実施する事業で、現在、国が進めております中学校の休日部活動の段階的な地域移行を見据え、地域スポーツ・文化クラブ活動に向けた移行体制の構築に必要な競技実証と実践まで行うというものです。これは運動の部活動、文化部活動と合わせて212万円で、うち熊本県からの補助金として163万円を予定をいたしております。

続きまして、5番のヘルパー車両購入事業について御説明申し上げます。こちらにつきましては、高齢化が進んでいる本町において、自宅で自立した生活を継続するため、つまり訪問介護のニーズは今後さらに高くなっていくのではないかとというふうに予想もしております。町には1つしかない訪問介護、ヘルパー事業所のこれを継続的に運営を維持する、また強化するために環境整備の一環として、以前からも必要だと、現場からの声も上がっておりました車両を購入し、無償で貸し出すことにいたします。財源につきましては、これまでもそうでございますが、福祉の車等々はふるさと応援基金を活用してきたことが大変多いわけでございますので、今回もふるさと応援基金の項目に沿った形で活用を予定をいたしております。

続きまして、6番の高森町エンタメチャレンジスクール事業について御説明申し上げます。こちらはエンタメ業界との連携事業の一つとして、演劇を目指す若者を対象に、一流講師や演者と触れ合う機会を創出し、夢へのチャレンジを支援することを目的に、096kクラブワークショップを実施するものでございます。具体的には、若者を対象にいたしまして、演劇やダンスの基礎トレーニングや表現力の向上を目指したワークショップを行います。講師は、プロの演劇の講師さんだったり、096kの熊本歌劇団の現在プロで活躍している人たちを予定しております。また、町内や熊本県内の会場で広くチャレンジしていただく機会をつくるということで、年度内に24回ほど開催を予定をいたしております。これは事業費は547万円で、うち半分、2分の1を熊本県地域づくり夢チャレンジ推進補助金、2分の1をふるさと応援基金の中のエンタメ業界と連携したまちづくり事業に寄附をいただいた、指定をいただいた分の中から活用予定でございます。

続きまして、7番の消防団防寒着整備事業について御説明を申し上げます。こち

らはふるさと応援寄附金での事業でございますが、寄附をされた方の用途意向に沿って、特に防災対策に大変合致する事業でありまして、目的は消防団の救助能力の向上及び消防団の公務災害防止のために、防寒着を整備するための590万円を計上したのになります。このうち100万円は消防団員公務災害防止活動援助事業補助金というのがございます、それを100万円は活用をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、8番の風鎮太鼓教室担い手育成補助金について御説明を申し上げます。こちらは国の無形民俗文化財、つまり高森町の風鎮太鼓による地域の活力アップを目的として、風鎮太鼓教室の会員に対する法被を製作するものでございます。議員さん、長く御存じだと思いますが、一時は途絶えていたこの風鎮太鼓の叩き手、もしくは関心をもっている子供であったり、子育て世代の御両親の方々が、現在は096kのメンバーの地域おこし協力隊の活動によって、また高スポの風鎮太鼓教室で小学生が増えてきておりまして、現在10名が稽古に、実は励んでいるところでございます。さらに会員増加が見込めそうな形になっております。現在、096kが協力隊として教えて、また外にアピールをしているわけでございますが、今後はもちろんこの叩き手として、今、高スポで学んでいる小学生10名、これからまた増えていくかとは思いますが、その小学生も含めて、イベント等での合同での披露をしていただくというところで、さらにこの叩き手の、風鎮太鼓の持続化を図っていきたい。また、個々で言わせていただくと、仲間との協調性だったり、挨拶や礼儀作法を、やはり太鼓というのは非常に覚えると、学ぶと思いますので、そのことによって担い手の確保につながっていくというふうに思っております。本来であれば、本年度に子供さんたちが叩く太鼓が非常にもうあまり、大人が叩くのは数年前にふるさと応援寄附金事業で張り替えをさせていただきましたが、子供さんが叩く太鼓が非常にない、もしくは傷んでいるというのが状況でございます、当初予算のほうで上げたいとは思っておりましたが、なかなかちょっと現状の把握と、あと会員がまだ10人ちょっとというところで、今後を見据えて、今後、議会のほうにも別の機会をお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、9番の南阿蘇鉄道高森駅等モニター設置負担金について御説明申し上げます。これは7月13日に冒頭の御挨拶で申し上げましたが、高森駅周辺整備が完了いたします。また、その中で今後は来られている乗客の方及び観光客の方に、高森ポイントチャンネルで流している今までの高森町の歴史であったり、もしくは南阿蘇鉄道の歴史、もしくはそれに伴うPRを行うため、高森駅等に大型モニターを設置するものでございます。モニターの設置場所は、駅の構内と交流施設に別々に1個ずつ設置する予定でございます。今回、負担金として200万円を計上

しております。また、これは南阿蘇鉄道復興応援基金を活用予定で提示をさせていただいておりますが、一方でこの令和6年になりまして、企業版ふるさと納税で200万円程度の現在申出があつておりまして、事業といたしましては企業版プロジェクトの企業版ふるさと応援プロジェクトの南鉄高森駅周辺開発、つまり熊本地震からの創造的復興というプロジェクトに200万円等を寄附したいと申し出ておられますので、最終的には差引きは金額的にはゼロになるのではないかなというふうに考えているところでございます。今回の計上は南阿蘇鉄道復興応援基金を活用予定といたしまして、今後、企業版ふるさと納税で約200万円の申出があつているということも申し添えさせていただきたいと思っております。

続きまして、10番の子育て支援PR委託料について御説明申し上げます。この事業は、これまで町が子育て政策等々について取り組んできておりますし、現在、去年、今年と、さらに切れ目ない支援を予算化いたしまして、議会から承認をいただいているところでございます。これを広く町内外にPRする事業でございまして、具体的には子育て専用のハンドブックの製作だったり、広告の実施だったり、子育て情報誌への広告の掲載等々を予定いたしております。また、これは子育て支援策のハンドブックの中にも政策推進課が行っている事業であつたり、教育委員会が行っている事業であつたりも、きちんとマッチングさせて、複合型できちんとした形で、1つでPRができる形にもっていききたいというふうに思っております。また、これは事業費は476万円で、全額を未来のまちづくり事業継承基金を活用したいというふうに考えております。これにより、昨年、議会議員さんからの御要望がありました町民もしくはほかの方から高森の子育て政策はどがんとねと聞かれたときに、一発で説明できる、要は一つのカatalogみたいなものを作っていたきたいと、議会の複数の方から御要望が現在まであつております。このことで、これが完成すれば1つで分かりやすく、町内外の方にも高森町はこういうことをやりますよということが説明できるというふうになりますので、非常に外部への周知がやりやすくなりますので、どうぞ議員の皆さまも、議員の皆さまからの要望でもございましたので、ぜひこのハンドブック等々を町内外に向けて広報をよろしく願いたいというふうに思っております。

以上、今回御提案いたしております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）6番、後藤です。

先ほど、町長のほうから補正予算についての提案理由の説明、事業の説明がありました。その中で2点お伺いします。

まず1点は、概要書の10番、この子育て支援策PR委託料についてです。ここに事業内容を書かれております。先ほど、これは私も議員として分かるような一覧があったほうがいいんじゃないかという話もしたことがありますけれども、ハンドブックの製作、新聞広告、子育て情報誌に広告掲載と書いてあります。この事業について、例えば予算は出されておりますが、ハンドブックを例えばどのようなパターンで、どれぐらい作るのかとか、例えば新聞広告、これはどのサイズあたりで載せるのかとか、そういうところがちょっとまだ不明瞭かなと思いますので、ぜひこれを係されている係長に説明していただけたらと思いますので、よろしくお願いたいと思います。先ほど町長の説明の中にも、この中には教育施策とか、あと政策推進も入っていると、そういう中で一まとめをしていかなければいけないというところもありますので、できれば直接、担当者のほうから説明をお願いしたいと思います。

2点目は、予算書の22ページの土木費、住宅費、この住宅管理費の中で、説明欄に高森町景観審査会という名前が出ています。この景観審査会の内容を教えていただけたらと思います。

以上、よろしくお願います。

○議長（牛嶋津世志君）子ども未来係長、楠田優香さん。

○子ども未来係長（楠田優香君）おはようございます。

6番、後藤議員の質問にお答えいたします。

子育て支援策PR委託料の具体的な事業内容といたしましては、高森町の子育て支援策について全てまとめた20ページ程度のハンドブックのほうを5,000部製作いたしまして、町内の子育て世帯や子育て施設等での配布を予定しております。

また、町独自の子育て支援策につきまして、県内に広く周知し、移住定住を促進するため、熊本日日新聞での全面広告を1回、さらに熊本日日新聞が県内の保育園や幼稚園等で配布しております子育て世帯向けフリーペーパー熊日キャロットにおいて、1ページ広告を3回実施することを計画しております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長（住吉勝徳君）6番、後藤議員の御質問にお答えいたします。

今回、予算に計上しておりますのは、高森町景観計画というのをおおむね10年に1回見直すということになっておりまして、今回、その景観審査会の議員さんの報酬と費用弁償を計上させていただいております。景観審査会の審議員さんは、事

務局を含め13名となっております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）説明、ありがとうございました。

ハンドブックのほうは、子育て世代、そして施設あたりに配布されるということで、県内外、町民に伝わるのはこの新聞広告、確か新聞広告は熊本市だったかな、15項目か、項目に分けて1面でぶち抜きでカラー刷りで広告が出ていたと思います。そういうものを想定しておりますが、できればきちっと子育て施策、そして施策、あと教育、政策推進、そういうものも全てうまく網羅されるよう、デザインされるよう、広告されるようお願いしたいかと思えます。

また、景観の委員会につきましては、理解したのでいいです。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

まず、予算書12ページの過年度収入、これは何かということ。

それから、人件費の中で人事異動に伴う職員手当等も増減が各科目であっていませんけれども、多分、今回、会計年度職員さんの勤勉手当が盛り込まれているのではないかと思いますので、該当者が何名ぐらいかということですね。

それから、新たな非課税世帯等に対する給付金、これは概要書で見ると、とても要件から見ると、事務処理が何かめんどくさいような気がするんですけども、そもそも定額減税自体が一般的に分かりにくいということで、それぞれ何か意見がありますけれども、この中で非課税世帯の給付金ですけど、減額しきれなかった分に対して給付金があるということは、低所得者のところは多分給付されるのが早いと思うんですけども、定額減税をしきれなかった世帯に対しては、多分遅くなるんじゃないかなと思います。そのへんのところの説明、それから言いました定額減税が高森では住民税がどのくらい減額になって、その財源手当はどうか。

取りあえず、この3項目でお願いします。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長補佐兼総務係長、植田雄亮君。

○総務課長補佐兼総務係長（植田雄亮君）おはようございます。

4番、佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

補正予算書の12ページ、21款諸収入、4項雑入、3目過年度収入の過年度収入605万1,000円につきましては、追加経済対策分のLPガスの補助金、県負担分というふうになっております。

2点目の会計年度任用職員の勤勉手当につきましては、103名分を増額させて

いただいております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）4番、佐藤武文議員の御質問にお答えいたします。

定額減税についてですが、おっしゃいましたとおり、住民税の非課税世帯に対しましては10万円の給付金があります。この定額減税なんですけれども、所得税が3万円、個人住民税が1万円減税するものでございます。御質問がありました、引ききれなかった方には、調整給付金として引ききれなかった分を調整給付金として、該当者の方に給付することといたしております。

支給の時期なんですけれども、令和6年分の所得に対して支払いますので、その令和6年分の所得を推計して、引ききれない方につきましては、今言いましたとおり、3万円、1万円で、引ききれない分を調整給付金として支給いたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）佐藤議員の御質問にお答えいたします。

5月21日現在になりますけれども、3,487名の方に対して、住民税1万円、被扶養者の方も含めると、1人当たり1万円ですので、御本人と奥さんと子供さんが扶養にいらっしゃれば3万円の減税という形でやっております、およそ3,190万円、これは町県民税でのベースになりますけれども、町民税ベースが約6割になりますので、およそ1,920万円程度の減税を行っております。

また、その分の財源ということでお話があったかと思っておりますけれども、減収分につきましては地方特例交付金によりまして全額国費で補填される予定となっております。定額減税分の減額補正と、それから特例交付金の増額の補正につきましては、まだ行っておりませんので、今後、議会のほうに図らせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

答弁、ありがとうございました。

いずれにしろ、この減税も給付金も、それだけではない経費がかかりますし、手間もかかるわけですから、大変だろうなと思います。

それでは、最後にもう一つ、歳出予算、20ページですね。農業振興費で負担金補助及び交付金が14万7,000円組んでありますけれども、これは県の補助金かなと思いますけれども、非常にかわいい金額ですので、興味がありますので、内



容を教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、芹口孝直君。

○農林政策課長（芹口孝直君）4番、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

こちら20ページの農業振興費、18節施設園芸産地緊急発展事業補助金ですが、こちらは令和6年度の単県の事業として新設されたものになります。目的としましては、ハウス整備のコスト低減を図るため、中古ハウスの有効利用等を支援するもの、さらに担い手へのハウスの集積・集約及び経営力強化を図ることを目的としております。こちらは県の全体事業費としましては8,000万円を県のほうに付けており、当町でこの事業に取り組みたいという方がいらっしゃいましたので、その1名の方の申請で、要件も合致しましたので、補助率は県3分の1で、事業主体が3分の2の補助となっております。補助上限は、10アール当たり250万円となっております。こちらは中古ハウスに対する補修・補強の限定的なものになっておりまして、こちらの要綱に手を挙げた結果、5月に内報のほうが届きましたので、3分の1分の補助金が付いております。そして、今回、こちらのほうを予算計上させていただきます。

以上になります。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）お昼になりましたから、これは質問というよりも、これは町長にお願いでございます。今回、高森峠の園地改修整備事業等が組まれてございます。千本桜のほうでいろいろと事業が組まれておるようでございます。うちの議会のほうは、山東部出身の方たちは出身地の何か活性化委員みたいなのに参加されて、行政の方といろいろ交渉されとわけですが、残念なことに旧高森出身の議員が入ってから、高森のこういう千本桜の活性化とかいろんなことに対して協議をする場所がないんですね。そういうことで、今後においてはやっぱりこういうふうに千本桜も旧高森出身者の私どもにとっても非常に関心がある事業でございますから、いろいろ扱われる際については、一言二言なりと我々も加えていただけるようによろしく願いをしておきます。私と甲斐節男議員やら、あと住まれている方もいらっしゃるんだけど、出身ということで、それぞれ山東部であったり、色見であったりということで分かれていらっしゃいますから、できればそれに加えていただけるようによろしく願いをしておきます。それ以上は言いません。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会に付

託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、各常任委員会に付託されました。

-----○-----

日程第12 議案第38号 令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第12、議案第38号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第38号で提案いたしました令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算に597万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,155万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、国民健康保険税率等の改正に伴う保険税歳入の増額補正と、それに伴う財源の組替えが主なものでございます。

6ページを御覧ください。

第1款国民健康保険税、第1項1目一般被保険者国民健康保険税を830万4,000円増額し、第10款2項1目基金繰入金から同額を減額し、歳入財源の組替えを行っております。

7ページを御覧ください。

第3款1項1目一般被保険者医療給付費分において、歳出財源の組替えを行っております。また、4月の人事異動に伴う人件費の調整を行うための補正も計上しております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第39号 令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第13、議案第39号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第39号で提案いたしました令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算から17万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,210万1,000円とするものでございます。

6、7ページをお開きください。

今回の補正は、職員の給与、手当、共済費に係る歳入歳出予算の補正が主なものであり、4月の人事異動等に伴う調整を行うための補正でございます。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第40号 令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算

○議長（牛嶋津世志君）日程第14、議案第40号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長（住吉勝徳君）議案第40号で御提案いたしました令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費の調整でございまして、歳出予算内での予算調整を行うものであり、歳入歳出予算の総額の増減はございません。

予算書の6ページをお開きください。

第1款水道費、第1目一般管理費につきまして、63万8,000円を減額しております。

最後に、予備費につきまして、収支の調整を行いました。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第40号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第40号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第40号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第15 休会の件について

○議長（牛嶋津世志君）日程第15、休会の件についてを議題といたします。

お諮りします。6月17日、6月18日、6月19日は、休会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、6月17日、6月18日、6月19日は、休会とすることに決定いたしました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく御協議をいただきたいと思います。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後0時14分